

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年8月7日提出
【計算期間】	第1期(自 2020年2月5日至 2020年5月10日)
【ファンド名】	MAX I Sカーボン・エフィシエント日本株上場投信
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式のみに投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

追加信託の限度額は、1兆円相当額です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型	内外	不動産投信	E T F	特殊型 ()
		その他資産 ()		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	()	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	北米	ファンド・	なし	その他 (S & P / J P X カーボン・ エフィシエント 指数)	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
中小型株	年6回	欧州				
債券	年12回 (隔月)	アジア	オブ・			その他 ()
一般	年12回 (毎月)	オセアニア				
公債	日々	中南米	ファンズ			
社債	その他	アフリカ				
その他債券	()	中近東 (中東)				
クレジット		エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 ()						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われたいファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	ET F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

対象指数(S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数)に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

投資方針

S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数に連動する成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をS&P／JPX カーボン・エフィシエント指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式のみに投資を行います。
- 個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- 対象指数との連動を維持するため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことがあります。

<S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数について>

S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数とは、東証株価指数(TOPIX)に組み入れられている銘柄をユニバースとして、炭素効率性の高い(炭素排出量の少ない)企業のウェイトを高め、炭素効率性の低い(炭素排出量の多い)企業のウェイトを下げることで、指数全体の炭素排出量の削減を目指す指数です。東証株価指数(TOPIX)と同程度の産業グループ構成比率を維持することにより、東証株価指数(TOPIX)との乖離を抑制します。

S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数は、2009年3月20日の時価総額を100ポイントとして、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスおよび株式会社日本取引所グループが算出・公表しております。^(注1)

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額(基準時価総額)を修正します。^(注2)

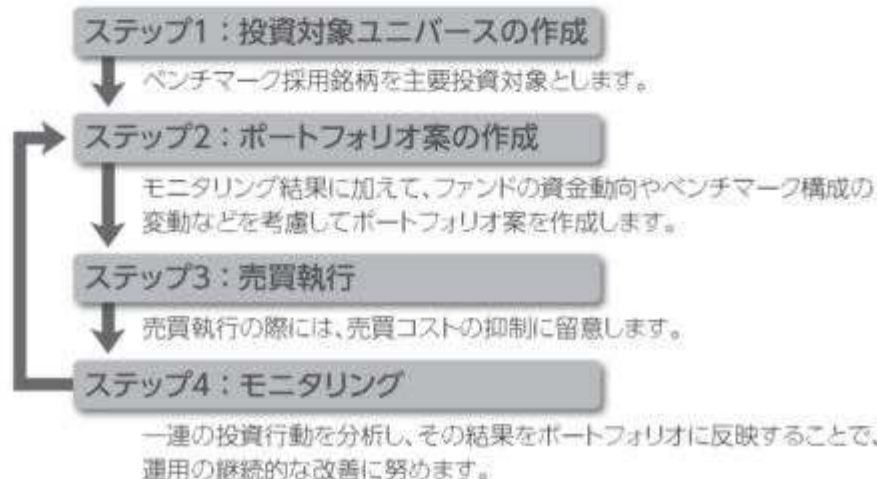
(注1)算出方法:指数値=当日の時価総額÷基準時価総額×100

(注2)基準時価総額の修正方法:

新・基準時価総額

=旧・基準時価総額×(修正日前営業日の時価総額±修正額)÷修正日前営業日の時価総額

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

・東京証券取引所(2020年2月6日に新規上場)

取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。

換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

■主な投資制限

・株式への投資割合に制限を設けません。

・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

・有価証券先物取引等を行うことができます。

分配方針

年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(5・11月の各10日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。

「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」の著作権等について

「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」(「当指数」)は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)および株式会社日本取引所グループの商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's s&P500およびS&P800は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones800は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。また、JPXは株式会社日本取引所グループ、TOPIXは東京証券取引所の商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。指数に直接投資することはできません。ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)、または株式会社日本取引所グループによってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesまたは株式会社日本取引所グループのいずれも、ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する当指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。当指数に関して、S&P Dow Jones Indicesおよび株式会社日本取引所グループと三菱UFJ国際投信株式会社との間にある唯一の関係は、当指数とS&P Dow Jones Indicesおよび株式会社日本取引所グループの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。当指数は三菱UFJ国際投信株式会社またはファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesまたは株式会社日本取引所グループによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesおよび株式会社日本取引所グループは、当指数の決定、構成または計算において三菱UFJ国際投信株式会社またはファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesおよび株式会社日本取引所グループのいずれも、ファンドの価格および数量、またはファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によってはファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesおよび株式会社日本取引所グループは、ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。当指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESまたは株式会社日本取引所グループは、当指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESおよび株式会社日本取引所グループは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESおよび株式会社日本取引所グループは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは当指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、三菱UFJ国際投信株式会社、ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESまたは株式会社日本取引所グループは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと三菱UFJ国際投信株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

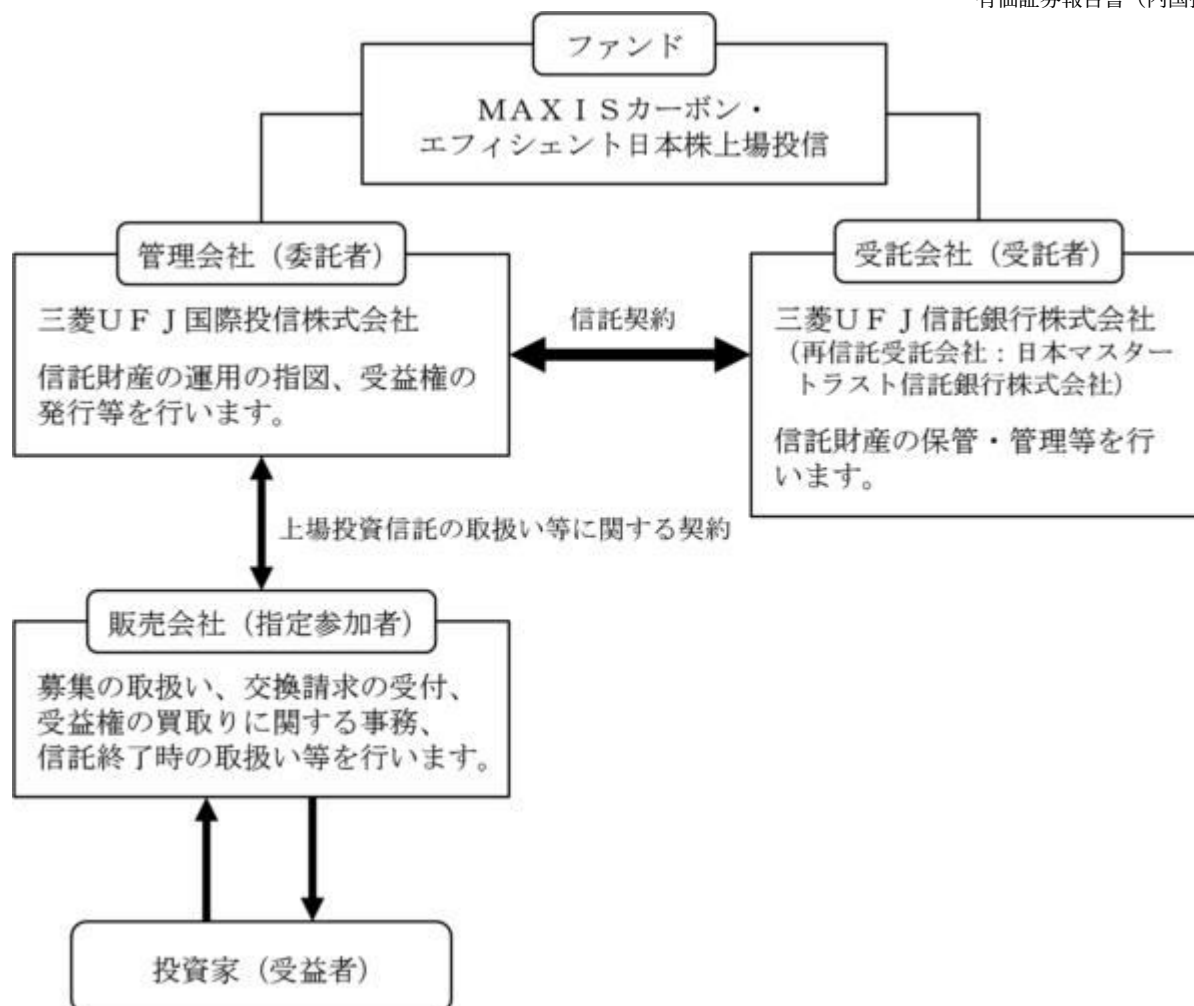
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2020年2月5日	設定日、信託契約締結、運用開始
2020年2月6日	ファンドの受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2020年5月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月
- 2004年10月

2005年10月

2015年7月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数に採用されている金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
- ② S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式のみに投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
- ③ 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ④ ②の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
- ⑤ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。）
 - a. 有価証券先物取引等
3. 金銭債権

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1. 株式（外国または外国の者の発行する株式を含みます。）
2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
3. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
4. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、
 1. から3. に該当するものを除きます。）

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

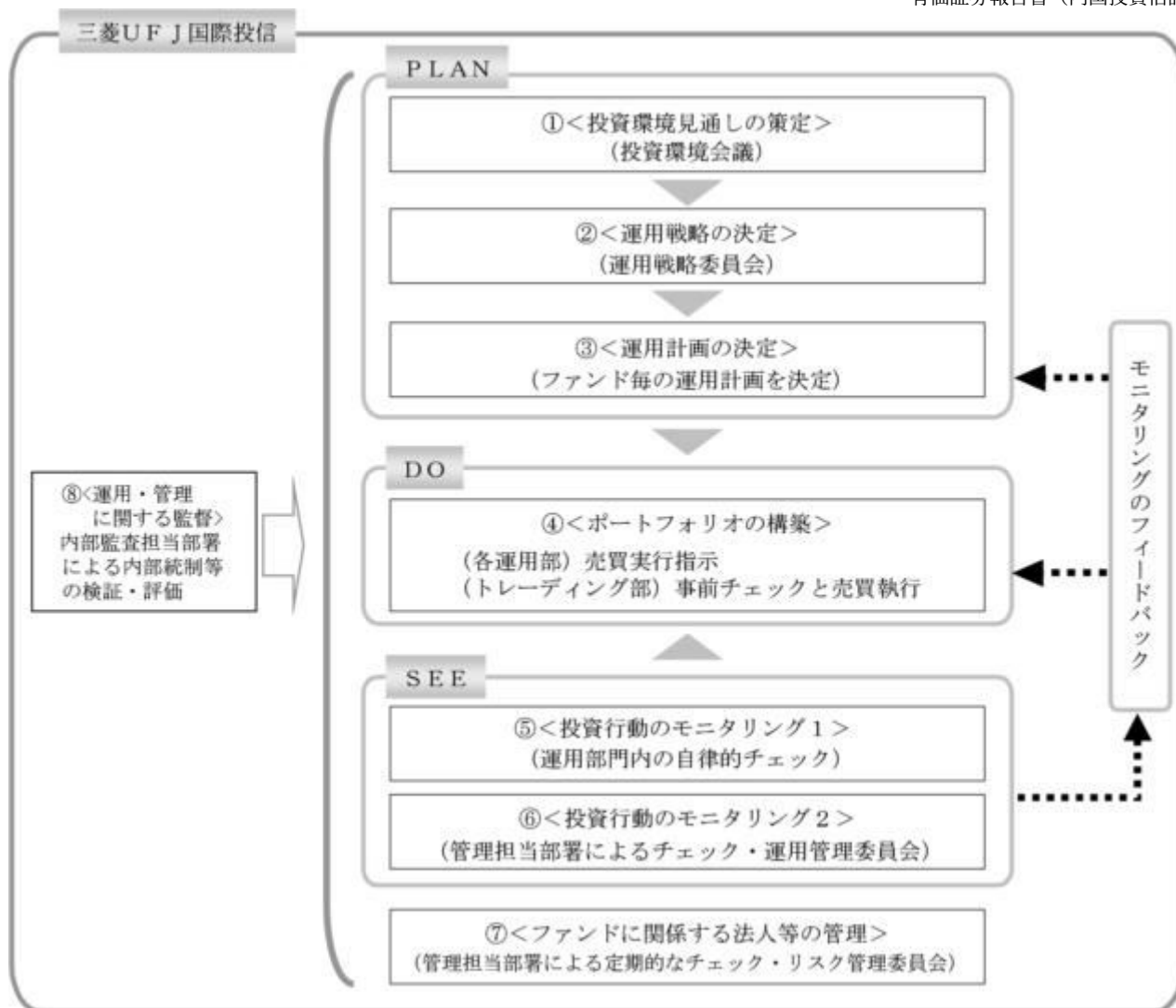
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

(3)【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

株式への投資割合に制限を設けません。

②外貨建資産

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③投資信託証券

投資信託証券への投資は行いません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑥有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑦資金の借入れ

資金の借入れを行いません。

⑧投資する株式の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑨有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑪デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動 リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
信用リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

※留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）

の適用はありません。

- ・ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・ファンドは、S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数における各銘柄の構成比率とファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因によりカイ離を生じることがあります。
- ・ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

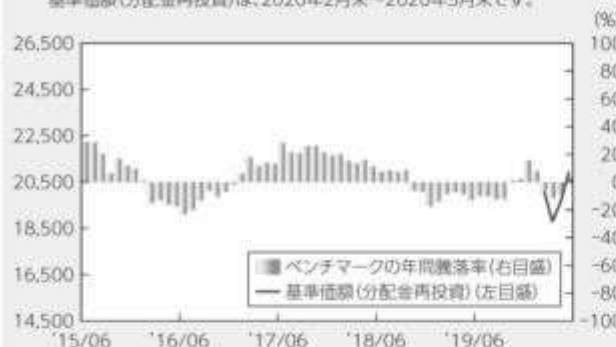
＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

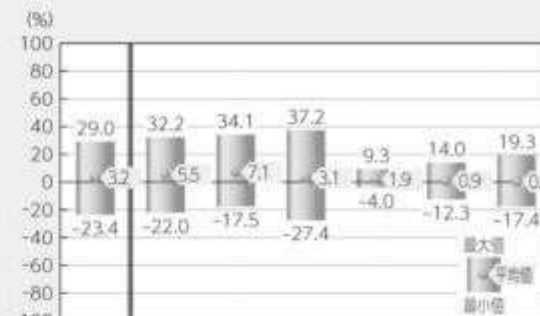
ファンドの年間騰落率はありませぬ。
ベンチマークの年間騰落率は、2015年6月～2020年5月です。
基準価額(分配金再投資)は、2020年2月末～2020年5月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年6月末～2020年5月末)

ファンドの年間騰落率にはベンチマークを用いています。



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金（交換）に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

・信託報酬の総額は、以下により計算される①と②の合計額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

- ①ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.1375%（税抜 年0.125%）以内の率を乗じて得た額
- ②信託約款に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品賃料の55%（税抜 50%）以内の額

1口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

上記①の配分

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.097%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
受託会社	0.028%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記②の配分

委託会社と受託会社で折半します。

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ・受益権の上場に係る費用（追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの

増加額）に対して0.00825%（税抜 0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜 0.0075%））は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

- ・対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年0.015%（上限）を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※特定株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

２．収益分配金の受取り時

15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2020年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【MAX I Sカーボン・エフィシエント日本株上場投信】

（１）【投資状況】

令和 2年 5月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	日本	717,671,290	97.85
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	15,774,285	2.15
純資産総額		733,445,575	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 2年 5月29日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	15,590,000	2.13

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 5月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	5,000	6,492.00	32,460,000	6,755.00	33,775,000	4.60
日本	株式	ソニー	電気機器	3,000	6,948.00	20,844,000	6,874.00	20,622,000	2.81
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3,000	4,668.00	14,004,000	4,832.00	14,496,000	1.98
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	3,200	3,736.00	11,955,200	4,191.00	13,411,200	1.83
日本	株式	キーエンス	電気機器	300	39,490.00	11,847,000	44,350.00	13,305,000	1.81
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	3,300	3,149.00	10,391,700	3,710.00	12,243,000	1.67
日本	株式	KDDI	情報・通信業	3,500	3,175.00	11,112,500	3,136.00	10,976,000	1.50
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	24,100	419.20	10,102,720	444.20	10,705,220	1.46

日本	株式	第一三共	医薬品	900	7,750.00	6,975,000	10,085.00	9,076,500	1.24
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	3,200	2,538.00	8,121,600	2,784.00	8,908,800	1.21
日本	株式	任天堂	その他製品	200	44,300.00	8,860,000	43,540.00	8,708,000	1.19
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,500	2,447.50	8,566,250	2,444.00	8,554,000	1.17
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2,600	2,763.50	7,185,100	3,119.00	8,109,400	1.11
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	500	13,730.00	6,865,000	15,615.00	7,807,500	1.06
日本	株式	ファナック	電気機器	400	17,910.00	7,164,000	19,215.00	7,686,000	1.05
日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	2,500	3,135.00	7,837,500	2,951.50	7,378,750	1.01
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	3,700	1,835.00	6,789,500	1,914.50	7,083,650	0.97
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	3,100	1,970.50	6,108,550	2,137.50	6,626,250	0.90
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	300	22,490.00	6,747,000	21,500.00	6,450,000	0.88
日本	株式	中外製薬	医薬品	400	13,090.00	5,236,000	15,890.00	6,356,000	0.87
日本	株式	ダイキン工業	機械	400	14,090.00	5,636,000	15,850.00	6,340,000	0.86
日本	株式	信越化学工業	化学	500	12,045.00	6,022,500	12,620.00	6,310,000	0.86
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,800	3,205.00	5,769,000	3,455.00	6,219,000	0.85
日本	株式	HOYA	精密機器	600	9,872.00	5,923,200	10,110.00	6,066,000	0.83
日本	株式	花王	化学	700	8,510.00	5,957,000	8,647.00	6,052,900	0.83
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	300	17,105.00	5,131,500	18,435.00	5,530,500	0.75
日本	株式	キリンホールディングス	食料品	2,500	2,070.00	5,175,000	2,207.50	5,518,750	0.75
日本	株式	SMC	機械	100	50,560.00	5,056,000	54,370.00	5,437,000	0.74
日本	株式	三菱電機	電気機器	3,800	1,335.00	5,073,000	1,418.50	5,390,300	0.73
日本	株式	日本電産	電気機器	800	6,169.00	4,935,200	6,622.00	5,297,600	0.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 5月29日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	水産・農林業	0.05
	鉱業	0.24
	建設業	3.16
	食料品	3.72
	繊維製品	0.40
	パルプ・紙	0.21
	化学	7.03
	医薬品	6.99
	石油・石炭製品	0.45
	ゴム製品	0.07
	ガラス・土石製品	0.51
	鉄鋼	0.40
	非鉄金属	0.72
	金属製品	0.30

機械	5.04
電気機器	15.22
輸送用機器	8.35
精密機器	2.44
その他製品	1.96
電気・ガス業	1.63
陸運業	4.28
海運業	0.09
空運業	0.39
倉庫・運輸関連業	0.17
情報・通信業	9.50
卸売業	3.85
小売業	3.92
銀行業	5.10
証券、商品先物取引業	0.79
保険業	2.13
その他金融業	1.11
不動産業	2.03
サービス業	5.61
小計	97.85
合計	97.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

令和 2年 5月29日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 20年06月限	買建	1	円	14,555,000	15,590,000	2.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1口当たりの純資産価額)		東京証券取引所 取引価格
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間末日（令和 2年 5月10日）	685,273,771	693,294,963	19,308	19,534	19,230
令和 2年 2月末日	712,780,596	—	20,083	—	19,990
3月末日	667,395,262	—	18,804	—	18,880
4月末日	696,670,937	—	19,629	—	19,230
5月末日	733,445,575	—	20,665	—	20,630

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第1計算期間	226円00銭

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△12.46

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	35,492	—	35,492

（注）解約口数は、交換口数を表示しております。

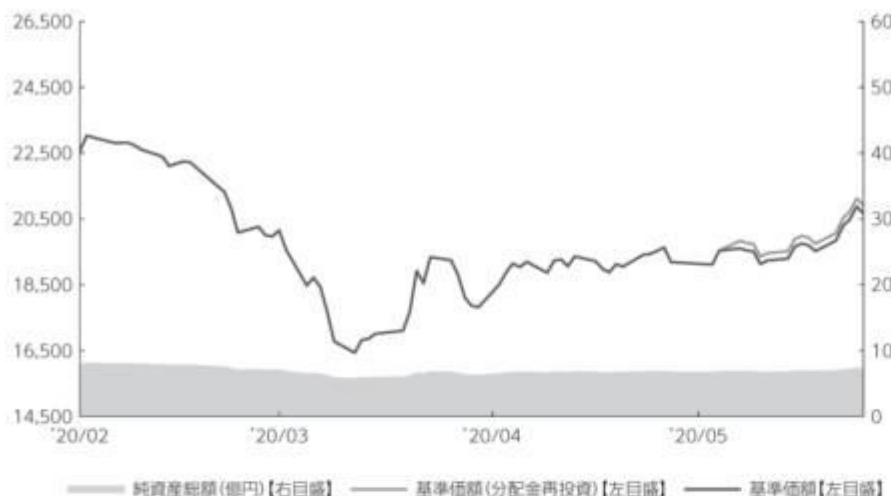
《参考情報》



運用実績

2020年5月29日現在

■基準価額・純資産の推移 2020年2月5日(設定日)～2020年5月29日



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は22,316(当初元本1口当たり)を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	20,665円
純資産総額	7.3億円

■分配の推移

2020年5月	226円
設定来累計	226円

・分配金は1口当たり、税引前

■主要な資産の状況

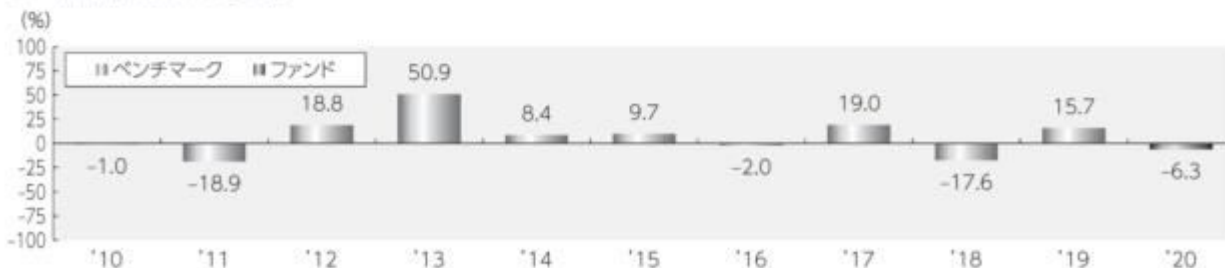
組入上位業種	比率
1 電気機器	15.2%
2 情報・通信業	9.5%
3 輸送用機器	8.4%
4 化学	7.0%
5 医薬品	7.0%
6 サービス業	5.6%
7 銀行業	5.1%
8 機械	5.0%
9 陸運業	4.3%
10 小売業	3.9%

組入上位銘柄	業種	比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	4.6%
2 ソニー	電気機器	2.8%
3 ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.0%
4 武田薬品工業	医薬品	1.8%
5 キーエンス	電気機器	1.8%
6 リクルートホールディングス	サービス業	1.7%
7 KDDI	情報・通信業	1.5%
8 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.5%
9 第一三共	医薬品	1.2%
10 本田技研工業	輸送用機器	1.2%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引(買建)	2.1%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2020年は設定日から5月29日までの収益率を表示
- ・2019年以前は対象指数(ベンチマーク)の年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則、取得申込受付日の正午までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。正午過ぎに受け付けた取得申込みは翌営業日を取得申込受付日とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には取得申込みができません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 1. から5. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、1. から6. に定める日の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受け付けを行うことができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

1ユニット以上1ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。

取得に係る受益権の口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

③申込価額

取得申込受付日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位（ユニット）および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.mukam.jp/>

⑥申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。ただし、当該申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。なお、この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社はその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の取得申込みに対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

※当該申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。

⑧取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受け付けを中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

解約の請求はできません。（受託会社が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）

②交換の受付

受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の正午までに受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。正午過ぎに受け付けた交換請求は翌営業日を交換請求受付日とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には交換請求ができません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 1. から5. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障

をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
なお、委託会社は、1. から6. に定める日の交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受付を行うことができます。
受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

③交換の方法

受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、販売会社所定の方法で行うものとします。

委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。

委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

※交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の交換請求に対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

※受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。

④交換単位等

委託会社が定める一定口数（「交換請求口数」といいます。）

交換に係る受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑤交換手数料

販売会社が定める額

交換手数料は販売会社にご確認ください。

⑥交付有価証券

原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。

⑦交換請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとします。

⑧買取り

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、正午までに受け付けた請求については当日を受付日としてその受益権を買取ります。正午過ぎに受け付けた場合は翌営業日を受付日とします。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとします。

※詳しくは販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ・外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
- ・市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.mukam.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（2020年2月5日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年5月11日から11月10日および11月11日から翌年5月10日まで

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2020年5月10日までとし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・2023年2月6日以降に受益権の口数が5万口を下回ることとなったとき
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合によりファン

ドを償還するときには、その廃止された日にファンドを償還するための手続きを開始するものとし、

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④金融商品取引所への上場

委託会社は、ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとし、

委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとし、

⑤反対者の買取請求権

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

⑥関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「上場投資信託の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑦運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書（全体版）の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認いただけます。

⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承

継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑨受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑩信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑪公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録^(注)されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(注) 受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

（２）償還金に対する受領権

受益者^(注)は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

（注）受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。

償還金は、原則として、受託会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から信託終了時受益者に対して支払います。信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。ただし、当該受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの第1計算期間は、約款の規定に従い、令和2年2月5日から令和2年5月10日までとしております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年2月5日から令和2年5月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【MAX I Sカーボン・エフィシエント日本株上場投信】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 [令和 2年 5月10日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,598,992
株式	670,339,660
派生商品評価勘定	559,450
未収入金	5,382,600
未収配当金	8,565,159
差入委託証拠金	735,000
流動資産合計	694,180,861
資産合計	694,180,861
負債の部	
流動負債	
前受金	280,000
未払収益分配金	8,021,192
未払受託者報酬	56,399
未払委託者報酬	195,352
未払利息	22
その他未払費用	354,125
流動負債合計	8,907,090
負債合計	8,907,090
純資産の部	
元本等	
元本	792,039,472
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△106,765,701
（分配準備積立金）	3,861
元本等合計	685,273,771
純資産合計	685,273,771
負債純資産合計	694,180,861

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 令和 2年 2月 5日 至 令和 2年 5月10日
営業収益	
受取配当金	8,631,209
受取利息	12
有価証券売買等損益	△107,329,012
派生商品取引等損益	559,450
営業収益合計	△98,138,341
営業費用	
支払利息	292
受託者報酬	56,399
委託者報酬	195,352
その他費用	354,125
営業費用合計	606,168
営業利益又は営業損失（△）	△98,744,509
経常利益又は経常損失（△）	△98,744,509
当期純利益又は当期純損失（△）	△98,744,509
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
分配金	8,021,192
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△106,765,701

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [令和 2年 5月10日現在]
1. 期首元本額	—円
期中追加設定元本額	792,039,472円
期中一部交換元本額	—円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	106,765,701円
3. 受益権の総数	35,492口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 令和 2年 2月 5日 至 令和 2年 5月10日		
1.その他費用		
上場費用および商標使用料等を含んでおります。		
2.分配金の計算過程		
項目		
当期配当等収益額	A	8,630,929円
分配準備積立金額	B	—円
配当等収益合計額	C=A+B	8,630,929円
経費	D	605,876円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	8,025,053円
収益分配金金額	F	8,021,192円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	3,861円
当ファンドの期末残存口数	H	35,492口
1口当たり分配金額	I=F/H	226円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 令和 2年 2月 5日 至 令和 2年 5月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [令和 2年 5月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 [令和 2年 5月10日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△104,926,605
合計	△104,926,605

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

株式関連

第1期 [令和 2年 5月10日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	13,995,000	—	14,555,000	560,000
合計		13,995,000	—	14,555,000	560,000

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第1期 [令和 2年 5月10日現在]
1口当たり純資産額	19,308円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1332	日本水産	800	472.00	377,600	
1514	住石ホールディングス	100	113.00	11,300	
1605	国際石油開発帝石	2,300	692.20	1,592,060	
1414	ショーボンドホールディングス	100	4,395.00	439,500	
1417	ミライト・ホールディングス	100	1,433.00	143,300	
1435	T A T E R U	100	115.00	11,500	
1719	安藤・間	400	702.00	280,800	
1720	東急建設	200	571.00	114,200	
1721	コムシスホールディングス	100	3,080.00	308,000	
1801	大成建設	500	3,495.00	1,747,500	
1802	大林組	1,400	961.00	1,345,400	
1803	清水建設	1,400	874.00	1,223,600	
1808	長谷工コーポレーション	400	1,179.00	471,600	
1812	鹿島建設	1,100	1,151.00	1,266,100	
1820	西松建設	100	2,087.00	208,700	
1821	三井住友建設	300	445.00	133,500	
1824	前田建設工業	300	871.00	261,300	
1833	奥村組	100	2,399.00	239,900	
1835	東鉄工業	100	2,727.00	272,700	
1860	戸田建設	400	638.00	255,200	
1861	熊谷組	100	2,479.00	247,900	
1870	矢作建設工業	100	793.00	79,300	
1873	日本ハウスホールディングス	100	277.00	27,700	
1878	大東建託	200	10,570.00	2,114,000	
1881	N I P P O	100	2,507.00	250,700	
1883	前田道路	100	2,025.00	202,500	
1890	東洋建設	100	434.00	43,400	
1893	五洋建設	400	556.00	222,400	
1911	住友林業	300	1,286.00	385,800	
1925	大和ハウス工業	1,200	2,723.50	3,268,200	
1926	ライト工業	100	1,393.00	139,300	
1928	積水ハウス	1,700	1,860.00	3,162,000	
1934	ユアテック	100	622.00	62,200	
1941	中電工	100	2,185.00	218,500	
1942	関電工	200	901.00	180,200	
1944	きんでん	300	1,779.00	533,700	
1950	日本電設工業	100	2,088.00	208,800	
1951	協和エクシオ	200	2,687.00	537,400	
1959	九電工	100	2,972.00	297,200	

1961	三機工業	100	1,258.00	125,800	
1963	日揮ホールディングス	300	1,032.00	309,600	
1969	高砂熱学工業	100	1,701.00	170,100	
1976	明星工業	100	814.00	81,400	
1979	大気社	100	3,185.00	318,500	
5912	O S J Bホールディングス	200	245.00	49,000	
6379	レイズネクスト	100	1,191.00	119,100	
2002	日清製粉グループ本社	100	1,679.00	167,900	
2201	森永製菓	100	4,415.00	441,500	
2212	山崎製パン	400	1,897.00	758,800	
2501	サッポロホールディングス	200	2,015.00	403,000	
2502	アサヒグループホールディングス	1,100	3,700.00	4,070,000	
2503	キリンホールディングス	2,500	2,070.00	5,175,000	
2531	宝ホールディングス	200	820.00	164,000	
2579	コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールデ	500	1,964.00	982,000	
2587	サントリー食品インターナショナル	500	3,980.00	1,990,000	
2801	キッコーマン	400	4,760.00	1,904,000	
2802	味の素	100	1,921.50	192,150	
2875	東洋水産	200	5,250.00	1,050,000	
2897	日清食品ホールディングス	200	9,020.00	1,804,000	
2914	日本たばこ産業	3,100	1,970.50	6,108,550	
2930	北の達人コーポレーション	100	525.00	52,500	
2931	ユーグレナ	100	666.00	66,600	
3101	東洋紡	100	1,264.00	126,400	
3202	ダイトウボウ	100	123.00	12,300	
3401	帝人	400	1,681.00	672,400	
3402	東レ	2,900	479.50	1,390,550	
3591	ワコールホールディングス	100	2,142.00	214,200	
3606	レナウン	100	75.00	7,500	
3608	T S I ホールディングス	100	420.00	42,000	
8016	オンワードホールディングス	200	331.00	66,200	
8107	キムラタン	200	25.00	5,000	
8114	デサント	100	1,360.00	136,000	
3861	王子ホールディングス	1,400	572.00	800,800	
3863	日本製紙	100	1,532.00	153,200	
3865	北越コーポレーション	300	416.00	124,800	
3880	大王製紙	100	1,469.00	146,900	
3941	レンゴー	400	840.00	336,000	
3405	クラレ	500	1,082.00	541,000	
3407	旭化成	2,600	741.30	1,927,380	
4004	昭和電工	200	2,272.00	454,400	
4005	住友化学	3,000	329.00	987,000	

4021	日産化学	300	4,080.00	1,224,000	
4028	石原産業	100	652.00	65,200	
4041	日本曹達	100	2,811.00	281,100	
4042	東ソー	300	1,317.00	395,100	
4043	トクヤマ	100	2,283.00	228,300	
4044	セントラル硝子	100	1,864.00	186,400	
4045	東亜合成	100	993.00	99,300	
4047	関東電化工業	100	848.00	84,800	
4061	デンカ	100	2,636.00	263,600	
4063	信越化学工業	500	12,045.00	6,022,500	
4088	エア・ウォーター	300	1,522.00	456,600	
4091	大陽日酸	200	1,666.00	333,200	
4095	日本パーカライジング	200	1,109.00	221,800	
4114	日本触媒	100	5,210.00	521,000	
4118	カネカ	100	2,750.00	275,000	
4182	三菱瓦斯化学	200	1,329.00	265,800	
4183	三井化学	300	2,032.00	609,600	
4185	J S R	300	1,946.00	583,800	
4186	東京応化工業	100	4,520.00	452,000	
4188	三菱ケミカルホールディングス	2,100	605.80	1,272,180	
4202	ダイセル	400	865.00	346,000	
4203	住友ベークライト	100	2,789.00	278,900	
4204	積水化学工業	200	1,359.00	271,800	
4205	日本ゼオン	300	953.00	285,900	
4206	アイカ工業	100	3,030.00	303,000	
4208	宇部興産	100	1,780.00	178,000	
4212	積水樹脂	100	2,320.00	232,000	
4215	タキロンシーアイ	100	618.00	61,800	
4220	リケンテクノス	100	418.00	41,800	
4228	積水化成品工業	100	615.00	61,500	
4246	ダイキョーニシカワ	100	548.00	54,800	
4272	日本化薬	300	1,024.00	307,200	
4401	A D E K A	200	1,397.00	279,400	
4403	日油	100	3,535.00	353,500	
4452	花王	700	8,510.00	5,957,000	
4611	大日本塗料	100	945.00	94,500	
4612	日本ペイントホールディングス	400	6,390.00	2,556,000	
4613	関西ペイント	500	2,047.00	1,023,500	
4617	中国塗料	100	819.00	81,900	
4620	藤倉化成	100	515.00	51,500	
4631	D I C	200	2,501.00	500,200	
4633	サカタインクス	100	978.00	97,800	

4634	東洋インキＳＣホールディングス	100	2,003.00	200,300	
4901	富士フイルムホールディングス	600	5,287.00	3,172,200	
4911	資生堂	700	6,390.00	4,473,000	
4912	ライオン	500	2,300.00	1,150,000	
4917	マンダム	100	2,025.00	202,500	
4921	ファンケル	200	2,900.00	580,000	
4922	コーセー	100	13,100.00	1,310,000	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	200	1,919.00	383,800	
4956	コニシ	100	1,425.00	142,500	
4958	長谷川香料	100	2,178.00	217,800	
4967	小林製薬	100	9,980.00	998,000	
4975	J C U	100	2,752.00	275,200	
4980	デクセリアルズ	100	716.00	71,600	
4996	クミアイ化学工業	200	872.00	174,400	
4997	日本農薬	100	436.00	43,600	
6988	日東電工	400	5,410.00	2,164,000	
7908	きもと	100	140.00	14,000	
7970	信越ポリマー	100	850.00	85,000	
8113	ユニ・チャーム	500	4,011.00	2,005,500	
4151	協和キリン	100	2,614.00	261,400	
4502	武田薬品工業	3,200	3,736.00	11,955,200	
4503	アステラス製薬	3,700	1,835.00	6,789,500	
4506	大日本住友製薬	300	1,500.00	450,000	
4507	塩野義製薬	500	5,960.00	2,980,000	
4519	中外製薬	400	13,090.00	5,236,000	
4521	科研製薬	100	5,740.00	574,000	
4523	エーザイ	400	7,544.00	3,017,600	
4527	ロート製薬	100	3,090.00	309,000	
4528	小野薬品工業	900	2,619.00	2,357,100	
4530	久光製薬	100	5,080.00	508,000	
4536	参天製薬	600	1,881.00	1,128,600	
4541	日医工	100	1,424.00	142,400	
4547	キッセイ薬品工業	100	2,640.00	264,000	
4548	生化学工業	100	1,084.00	108,400	
4568	第一三共	900	7,750.00	6,975,000	
4569	キョーリン製薬ホールディングス	100	2,225.00	222,500	
4574	大幸薬品	100	1,728.00	172,800	
4578	大塚ホールディングス	200	4,241.00	848,200	
4581	大正製薬ホールディングス	100	6,720.00	672,000	
3315	日本コークス工業	200	58.00	11,600	
5017	富士石油	100	180.00	18,000	
5019	出光興産	300	2,443.00	732,900	

5020	J X T Gホールディングス	5,800	380.10	2,204,580	
5021	コスモエネルギーホールディングス	100	1,578.00	157,800	
5108	ブリヂストン	100	3,303.00	330,300	
5191	住友理工	100	556.00	55,600	
5195	バンドー化学	100	630.00	63,000	
5201	A G C	300	2,667.00	800,100	
5202	日本板硝子	100	345.00	34,500	
5214	日本電気硝子	100	1,583.00	158,300	
5233	太平洋セメント	100	2,184.00	218,400	
5301	東海カーボン	400	831.00	332,400	
5332	T O T O	300	3,965.00	1,189,500	
5333	日本碍子	300	1,374.00	412,200	
5393	ニチアス	100	2,141.00	214,100	
5401	日本製鉄	1,100	896.60	986,260	
5406	神戸製鋼所	400	351.00	140,400	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	600	707.00	424,200	
5423	東京製鐵	200	764.00	152,800	
5463	丸一銅管	100	2,445.00	244,500	
5471	大同特殊鋼	100	3,545.00	354,500	
5486	日立金属	300	1,035.00	310,500	
5563	新日本電工	100	151.00	15,100	
5703	日本軽金属ホールディングス	1,100	169.00	185,900	
5706	三井金属鉱業	100	2,071.00	207,100	
5711	三菱マテリアル	200	2,210.00	442,000	
5713	住友金属鉱山	400	2,715.00	1,086,000	
5714	DOWAホールディングス	100	3,020.00	302,000	
5721	エス・サイエンス	200	38.00	7,600	
5727	東邦チタニウム	100	616.00	61,600	
5741	U A C J	100	1,726.00	172,600	
5801	古河電気工業	100	1,998.00	199,800	
5802	住友電気工業	1,400	1,085.00	1,519,000	
5803	フジクラ	500	306.00	153,000	
5809	タツタ電線	100	536.00	53,600	
5857	アサヒホールディングス	100	2,575.00	257,500	
3433	トーカロ	100	1,048.00	104,800	
5901	東洋製罐グループホールディングス	200	1,065.00	213,000	
5911	横河ブリッジホールディングス	100	1,879.00	187,900	
5929	三和ホールディングス	300	834.00	250,200	
5930	文化シャッター	100	791.00	79,100	
5938	L I X I Lグループ	600	1,382.00	829,200	
5943	ノーリツ	100	1,262.00	126,200	
5959	岡部	100	775.00	77,500	

5975	東プレ	100	1,268.00	126,800	
5976	高周波熱錬	100	586.00	58,600	
5631	日本製鋼所	100	1,340.00	134,000	
6005	三浦工業	100	4,520.00	452,000	
6013	タクマ	100	1,227.00	122,700	
6101	ツガミ	100	995.00	99,500	
6113	アマダ	500	974.00	487,000	
6118	アイダエンジニアリング	100	732.00	73,200	
6134	F U J I	100	1,777.00	177,700	
6136	オーエスジー	100	1,415.00	141,500	
6140	旭ダイヤモンド工業	100	489.00	48,900	
6141	DMG森精機	200	1,130.00	226,000	
6143	ソディック	100	780.00	78,000	
6146	ディスコ	100	24,910.00	2,491,000	
6250	やまびこ	100	833.00	83,300	
6268	ナブテスコ	200	3,280.00	656,000	
6273	SMC	100	50,560.00	5,056,000	
6301	小松製作所	1,800	2,034.50	3,662,100	
6302	住友重機械工業	200	2,244.00	448,800	
6305	日立建機	200	2,538.00	507,600	
6326	クボタ	1,800	1,336.00	2,404,800	
6332	月島機械	100	1,238.00	123,800	
6339	新東工業	100	755.00	75,500	
6345	アイチ コーポレーション	100	689.00	68,900	
6349	小森コーポレーション	100	757.00	75,700	
6361	荏原製作所	200	2,420.00	484,000	
6367	ダイキン工業	400	14,090.00	5,636,000	
6370	栗田工業	200	2,995.00	599,000	
6381	アネスト岩田	100	848.00	84,800	
6383	ダイフク	200	7,470.00	1,494,000	
6395	タダノ	100	801.00	80,100	
6406	フジテック	100	1,543.00	154,300	
6407	C K D	100	1,811.00	181,100	
6412	平和	100	1,868.00	186,800	
6417	SANKYO	100	2,909.00	290,900	
6432	竹内製作所	100	1,634.00	163,400	
6436	アマノ	100	2,212.00	221,200	
6440	J U K I	100	615.00	61,500	
6457	グローリー	100	2,448.00	244,800	
6459	大和冷機工業	100	940.00	94,000	
6460	セガサミーホールディングス	400	1,322.00	528,800	
6465	ホシザキ	100	8,250.00	825,000	

6471	日本精工	600	764.00	458,400	
6472	N T N	700	205.00	143,500	
6473	ジェイテクト	400	759.00	303,600	
6480	日本トムソン	100	380.00	38,000	
6481	T H K	200	2,604.00	520,800	
6498	キッツ	100	685.00	68,500	
6586	マキタ	500	3,385.00	1,692,500	
7004	日立造船	300	359.00	107,700	
7011	三菱重工業	600	2,686.00	1,611,600	
7013	I H I	300	1,302.00	390,600	
7718	スター精密	100	1,187.00	118,700	
3105	日清紡ホールディングス	200	760.00	152,000	
4062	イビデン	100	2,911.00	291,100	
4902	コニカミノルタ	900	389.00	350,100	
6448	ブラザー工業	500	1,809.00	904,500	
6479	ミネベアミツミ	500	1,768.00	884,000	
6501	日立製作所	1,800	3,205.00	5,769,000	
6503	三菱電機	3,800	1,335.00	5,073,000	
6504	富士電機	200	2,672.00	534,400	
6506	安川電機	400	3,500.00	1,400,000	
6508	明電舎	100	1,694.00	169,400	
6588	東芝テック	100	3,520.00	352,000	
6592	マブチモーター	100	3,280.00	328,000	
6594	日本電産	800	6,169.00	4,935,200	
6619	ダブル・スコープ	100	371.00	37,100	
6632	J V C ケンウッド	300	167.00	50,100	
6641	日新電機	100	1,083.00	108,300	
6644	大崎電気工業	100	518.00	51,800	
6645	オムロン	400	6,700.00	2,680,000	
6651	日東工業	100	1,807.00	180,700	
6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	100	1,530.00	153,000	
6701	日本電気	600	4,100.00	2,460,000	
6702	富士通	300	10,545.00	3,163,500	
6703	沖電気工業	200	1,049.00	209,800	
6724	セイコーエプソン	600	1,206.00	723,600	
6727	ワコム	300	377.00	113,100	
6728	アルバック	100	2,927.00	292,700	
6740	ジャパンディスプレイ	600	43.00	25,800	
6741	日本信号	100	1,047.00	104,700	
6742	京三製作所	100	513.00	51,300	
6752	パナソニック	1,500	799.60	1,199,400	
6753	シャープ	300	1,181.00	354,300	

6754	アンリツ	300	2,208.00	662,400	
6758	ソニー	3,000	6,948.00	20,844,000	
6762	T D K	100	9,370.00	937,000	
6768	タムラ製作所	100	439.00	43,900	
6770	アルプスアルパイン	400	1,122.00	448,800	
6804	ホシデン	100	912.00	91,200	
6806	ヒロセ電機	100	12,030.00	1,203,000	
6807	日本航空電子工業	100	1,428.00	142,800	
6810	マクセルホールディングス	100	984.00	98,400	
6841	横河電機	400	1,497.00	598,800	
6845	アズビル	200	2,848.00	569,600	
6849	日本光電工業	200	3,975.00	795,000	
6856	堀場製作所	100	5,790.00	579,000	
6857	アドバンテスト	200	5,370.00	1,074,000	
6861	キーエンス	300	39,490.00	11,847,000	
6869	シスメックス	300	7,461.00	2,238,300	
6871	日本マイクロニクス	100	890.00	89,000	
6914	オプテックスグループ	100	1,252.00	125,200	
6920	レーザーテック	100	7,670.00	767,000	
6925	ウシオ電機	200	1,134.00	226,800	
6951	日本電子	100	3,355.00	335,500	
6952	カシオ計算機	300	1,678.00	503,400	
6954	ファナック	400	17,910.00	7,164,000	
6965	浜松ホトニクス	200	4,665.00	933,000	
6967	新光電気工業	100	1,364.00	136,400	
6971	京セラ	400	5,803.00	2,321,200	
6976	太陽誘電	100	3,050.00	305,000	
6981	村田製作所	800	6,054.00	4,843,200	
6986	双葉電子工業	100	1,056.00	105,600	
6996	ニチコン	100	685.00	68,500	
7276	小糸製作所	200	4,005.00	801,000	
7280	ミツバ	100	453.00	45,300	
7735	S C R E E Nホールディングス	100	5,180.00	518,000	
7751	キャノン	2,000	2,184.50	4,369,000	
7752	リコー	1,100	763.00	839,300	
8035	東京エレクトロン	300	22,490.00	6,747,000	
3116	トヨタ紡織	100	1,320.00	132,000	
5949	ユニプレス	100	938.00	93,800	
6455	モリタホールディングス	100	1,627.00	162,700	
6902	デンソー	800	3,682.00	2,945,600	
6995	東海理化電機製作所	100	1,380.00	138,000	
7003	三井E&Sホールディングス	100	613.00	61,300	

7012	川崎重工業	300	1,599.00	479,700	
7014	名村造船所	100	177.00	17,700	
7201	日産自動車	4,400	347.60	1,529,440	
7202	いすゞ自動車	1,400	813.30	1,138,620	
7203	トヨタ自動車	5,000	6,492.00	32,460,000	
7205	日野自動車	600	652.00	391,200	
7211	三菱自動車工業	1,700	289.00	491,300	
7220	武蔵精密工業	100	851.00	85,100	
7222	日産車体	200	889.00	177,800	
7224	新明和工業	200	1,081.00	216,200	
7226	極東開発工業	100	1,224.00	122,400	
7230	日信工業	100	2,210.00	221,000	
7238	曙ブレーキ工業	200	192.00	38,400	
7239	タチエス	100	929.00	92,900	
7240	NOK	200	1,206.00	241,200	
7241	フタバ産業	100	483.00	48,300	
7246	プレス工業	200	251.00	50,200	
7250	太平洋工業	100	940.00	94,000	
7251	ケーヒン	100	2,545.00	254,500	
7261	マツダ	1,400	585.00	819,000	
7267	本田技研工業	3,200	2,538.00	8,121,600	
7269	スズキ	700	3,345.00	2,341,500	
7270	S U B A R U	1,300	2,115.00	2,749,500	
7272	ヤマハ発動機	500	1,365.00	682,500	
7274	ショーワ	100	2,256.00	225,600	
7283	愛三工業	100	551.00	55,100	
7296	エフ・シー・シー	100	1,539.00	153,900	
7313	テイ・エス テック	100	2,869.00	286,900	
4543	テルモ	1,000	3,563.00	3,563,000	
6376	日機装	100	847.00	84,700	
7701	島津製作所	400	2,635.00	1,054,000	
7729	東京精密	100	3,415.00	341,500	
7730	マニー	100	2,433.00	243,300	
7731	ニコン	700	984.00	688,800	
7732	トプコン	200	842.00	168,400	
7733	オリンパス	2,000	1,681.50	3,363,000	
7741	H O Y A	600	9,872.00	5,923,200	
7747	朝日インテック	200	2,778.00	555,600	
7762	シチズン時計	400	371.00	148,400	
8086	ニプロ	200	1,198.00	239,600	
7832	バンダイナムコホールディングス	400	5,479.00	2,191,600	
7864	フジシールインターナショナル	100	1,854.00	185,400	

7867	タカラトミー	100	876.00	87,600	
7915	N I S S H A	100	797.00	79,700	
7936	アシックス	500	1,005.00	502,500	
7951	ヤマハ	200	4,385.00	877,000	
7956	ビジョン	200	4,040.00	808,000	
7966	リンテック	100	2,380.00	238,000	
7974	任天堂	200	44,300.00	8,860,000	
7981	タカラスタANDARD	100	1,588.00	158,800	
9501	東京電力ホールディングス	1,800	359.00	646,200	
9502	中部電力	700	1,454.00	1,017,800	
9503	関西電力	1,700	1,053.50	1,790,950	
9504	中国電力	300	1,456.00	436,800	
9505	北陸電力	200	710.00	142,000	
9506	東北電力	600	1,024.00	614,400	
9507	四国電力	200	799.00	159,800	
9508	九州電力	500	868.00	434,000	
9509	北海道電力	300	413.00	123,900	
9513	電源開発	100	1,977.00	197,700	
9531	東京瓦斯	1,100	2,491.50	2,740,650	
9532	大阪瓦斯	800	2,061.00	1,648,800	
9533	東邦瓦斯	300	5,670.00	1,701,000	
9543	静岡ガス	100	957.00	95,700	
2384	S B Sホールディングス	100	1,842.00	184,200	
9001	東武鉄道	300	3,570.00	1,071,000	
9003	相鉄ホールディングス	100	2,759.00	275,900	
9005	東急	900	1,600.00	1,440,000	
9006	京浜急行電鉄	400	1,735.00	694,000	
9007	小田急電鉄	400	2,331.00	932,400	
9008	京王電鉄	100	5,610.00	561,000	
9009	京成電鉄	200	2,993.00	598,600	
9020	東日本旅客鉄道	600	7,811.00	4,686,600	
9021	西日本旅客鉄道	300	6,274.00	1,882,200	
9022	東海旅客鉄道	300	17,105.00	5,131,500	
9024	西武ホールディングス	300	1,261.00	378,300	
9025	鴻池運輸	100	1,146.00	114,600	
9031	西日本鉄道	100	2,590.00	259,000	
9041	近鉄グループホールディングス	500	5,130.00	2,565,000	
9042	阪急阪神ホールディングス	400	3,755.00	1,502,000	
9044	南海電気鉄道	200	2,404.00	480,800	
9045	京阪ホールディングス	100	4,780.00	478,000	
9048	名古屋鉄道	200	3,080.00	616,000	
9062	日本通運	200	5,090.00	1,018,000	

9064	ヤマトホールディングス	700	1,912.00	1,338,400	
9065	山九	100	4,025.00	402,500	
9069	センコーグループホールディングス	300	870.00	261,000	
9072	ニッコンホールディングス	100	2,049.00	204,900	
9076	セイノーホールディングス	200	1,286.00	257,200	
9086	日立物流	100	2,599.00	259,900	
9142	九州旅客鉄道	200	2,873.00	574,600	
9143	S Gホールディングス	200	3,030.00	606,000	
9101	日本郵船	200	1,370.00	274,000	
9104	商船三井	100	1,795.00	179,500	
9107	川崎汽船	100	1,023.00	102,300	
9119	飯野海運	100	317.00	31,700	
9201	日本航空	600	1,792.00	1,075,200	
9202	A N Aホールディングス	600	2,186.00	1,311,600	
9301	三菱倉庫	200	2,380.00	476,000	
9303	住友倉庫	100	1,241.00	124,100	
9364	上組	200	1,916.00	383,200	
9375	近鉄エクスプレス	100	1,525.00	152,500	
2317	システナ	100	1,552.00	155,200	
2327	日鉄ソリューションズ	100	2,738.00	273,800	
3626	T I S	300	2,082.00	624,600	
3632	グリー	200	431.00	86,200	
3635	コーエーテクモホールディングス	100	2,988.00	298,800	
3656	K L a b	100	727.00	72,700	
3659	ネクソン	1,200	1,792.00	2,150,400	
3660	アイスタイル	100	295.00	29,500	
3668	コロプラ	200	910.00	182,000	
3673	ブロードリーフ	200	518.00	103,600	
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	100	1,706.00	170,600	
3769	GMOペイメントゲートウェイ	100	9,800.00	980,000	
3774	インターネットイニシアティブ	100	3,840.00	384,000	
3903	g u m i	100	740.00	74,000	
3938	L I N E	100	5,300.00	530,000	
4307	野村総合研究所	600	2,630.00	1,578,000	
4344	ソースネクスト	100	321.00	32,100	
4676	フジ・メディア・ホールディングス	600	1,083.00	649,800	
4684	オービック	100	17,110.00	1,711,000	
4689	Zホールディングス	2,300	435.00	1,000,500	
4704	トレンドマイクロ	200	5,420.00	1,084,000	
4716	日本オラクル	100	11,870.00	1,187,000	
4739	伊藤忠テクノソリューションズ	200	3,470.00	694,000	
4768	大塚商会	200	4,975.00	995,000	

4819	デジタルガレージ	100	3,940.00	394,000	
4820	ＥＭシステムズ	100	815.00	81,500	
7518	ネットワンシステムズ	100	3,255.00	325,500	
7527	システムソフト	100	74.00	7,400	
7844	マーベラス	100	557.00	55,700	
7860	エイベックス	100	817.00	81,700	
8056	日本ユニシス	100	3,125.00	312,500	
9401	東京放送ホールディングス	200	1,664.00	332,800	
9404	日本テレビホールディングス	300	1,188.00	356,400	
9409	テレビ朝日ホールディングス	100	1,610.00	161,000	
9412	スカパーＪＳＡＴホールディングス	300	410.00	123,000	
9424	日本通信	300	156.00	46,800	
9432	日本電信電話	3,500	2,447.50	8,566,250	
9433	ＫＤＤＩ	3,500	3,175.00	11,112,500	
9434	ソフトバンク	2,600	1,455.50	3,784,300	
9437	ＮＴＴドコモ	2,500	3,135.00	7,837,500	
9449	ＧＭＯインターネット	100	2,363.00	236,300	
9468	ＫＡＤＯＫＡＷＡ	100	1,649.00	164,900	
9474	ゼンリン	100	1,245.00	124,500	
9602	東宝	200	3,565.00	713,000	
9613	エヌ・ティ・ティ・データ	1,000	1,131.00	1,131,000	
9682	ＤＴＳ	100	2,153.00	215,300	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	200	4,545.00	909,000	
9697	カプコン	100	3,385.00	338,500	
9719	ＳＣＳＫ	100	4,930.00	493,000	
9749	富士ソフト	100	3,900.00	390,000	
9759	ＮＳＤ	100	1,593.00	159,300	
9766	コナミホールディングス	100	3,435.00	343,500	
9984	ソフトバンクグループ	3,000	4,668.00	14,004,000	
2768	双日	2,300	245.00	563,500	
2784	アルフレッサ ホールディングス	400	2,097.00	838,800	
2874	横浜冷凍	100	887.00	88,700	
3038	神戸物産	100	5,250.00	525,000	
3076	あい ホールディングス	100	1,373.00	137,300	
3132	マクニカ・富士エレホールディングス	100	1,503.00	150,300	
3151	バイタルケーエスケー・ホールディングス	100	1,082.00	108,200	
3167	ＴＯＫＡＩホールディングス	200	989.00	197,800	
3360	シップヘルスケアホールディングス	100	4,810.00	481,000	
7459	メディopalホールディングス	300	2,077.00	623,100	
7575	日本ライフライン	100	1,282.00	128,200	
7599	ＩＤＯＭ	100	447.00	44,700	

8001	伊藤忠商事	1,800	2,159.50	3,887,100	
8002	丸紅	2,400	471.40	1,131,360	
8012	長瀬産業	200	1,259.00	251,800	
8015	豊田通商	400	2,532.00	1,012,800	
8020	兼松	200	1,142.00	228,400	
8031	三井物産	1,900	1,590.50	3,021,950	
8037	カメイ	100	1,050.00	105,000	
8051	山善	200	917.00	183,400	
8053	住友商事	3,000	1,292.00	3,876,000	
8058	三菱商事	2,100	2,341.50	4,917,150	
8060	キヤノンマーケティングジャパン	100	2,136.00	213,600	
8078	阪和興業	100	1,733.00	173,300	
8088	岩谷産業	100	3,730.00	373,000	
8097	三愛石油	100	1,139.00	113,900	
8098	稲畑産業	100	1,187.00	118,700	
8125	ワキタ	100	1,008.00	100,800	
8129	東邦ホールディングス	100	2,216.00	221,600	
8130	サンゲツ	100	1,580.00	158,000	
8133	伊藤忠エネクス	100	802.00	80,200	
8136	サンリオ	100	1,636.00	163,600	
8141	新光商事	100	869.00	86,900	
9830	トラスコ中山	100	2,365.00	236,500	
9832	オートバックスセブン	100	1,303.00	130,300	
9869	加藤産業	100	3,645.00	364,500	
9882	イエローハット	100	1,491.00	149,100	
9934	因幡電機産業	100	2,284.00	228,400	
9962	ミスミグループ本社	400	2,630.00	1,052,000	
9987	スズケン	100	4,095.00	409,500	
2651	ローソン	100	5,550.00	555,000	
2670	エービーシー・マート	100	5,730.00	573,000	
2681	ゲオホールディングス	100	1,330.00	133,000	
2730	エディオン	100	946.00	94,600	
2734	サーラコーポレーション	100	570.00	57,000	
3048	ビックカメラ	200	1,021.00	204,200	
3050	DCMホールディングス	200	1,077.00	215,400	
3064	MonotaRO	200	3,765.00	753,000	
3086	J. フロント リテイリング	400	871.00	348,400	
3087	ドトール・日レスホールディングス	100	1,693.00	169,300	
3088	マツモトキヨシホールディングス	100	3,605.00	360,500	
3092	ZOZO	200	1,919.00	383,800	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	600	635.00	381,000	
3141	ウエルシアホールディングス	100	7,900.00	790,000	

3191	ジョイフル本田	100	1,272.00	127,200	
3197	すかいらーくホールディングス	300	1,700.00	510,000	
3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	100	1,032.00	103,200	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	1,400	3,454.00	4,835,600	
3387	クリエイト・レストランツ・ホールディング	100	655.00	65,500	
3391	ツルハホールディングス	100	14,320.00	1,432,000	
3563	スシログローバルホールディングス	100	1,977.00	197,700	
7419	ノジマ	100	1,874.00	187,400	
7453	良品計画	500	1,366.00	683,000	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	900	2,100.00	1,890,000	
7545	西松屋チェーン	100	843.00	84,300	
7550	ゼンショーホールディングス	200	2,187.00	437,400	
7593	V Tホールディングス	100	291.00	29,100	
7616	コロワイド	100	1,499.00	149,900	
7618	ピーシーデポコーポレーション	100	574.00	57,400	
7649	スギホールディングス	100	6,370.00	637,000	
8005	スクロール	100	332.00	33,200	
8028	ファミリーマート	400	1,826.00	730,400	
8165	千趣会	100	331.00	33,100	
8168	ケーヨー	100	590.00	59,000	
8174	日本瓦斯	100	3,900.00	390,000	
8184	島忠	100	2,769.00	276,900	
8214	A O K Iホールディングス	100	638.00	63,800	
8218	コメリ	100	2,326.00	232,600	
8219	青山商事	100	882.00	88,200	
8233	高島屋	300	953.00	285,900	
8237	松屋	100	606.00	60,600	
8242	エイチ・ツー・オー リテイリング	200	798.00	159,600	
8252	丸井グループ	300	1,727.00	518,100	
8267	イオン	1,300	2,175.00	2,827,500	
8273	イズミ	100	3,195.00	319,500	
8276	平和堂	100	1,814.00	181,400	
8282	ケーズホールディングス	300	1,191.00	357,300	
9831	ヤマダ電機	1,100	520.00	572,000	
9843	ニトリホールディングス	100	16,795.00	1,679,500	
9861	吉野家ホールディングス	100	2,276.00	227,600	
9948	アークス	100	2,035.00	203,500	
9956	バローホールディングス	100	2,009.00	200,900	
9989	サンドラッグ	100	3,640.00	364,000	
9997	ペルーナ	100	502.00	50,200	

7161	じもとホールディングス	200	93.00	18,600	
7167	めぶきフィナンシャルグループ	1,700	231.00	392,700	
7180	九州フィナンシャルグループ	500	440.00	220,000	
7182	ゆうちょ銀行	1,100	1,010.00	1,111,000	
7186	コンコルディア・フィナンシャルグループ	2,100	324.00	680,400	
7189	西日本フィナンシャルホールディングス	200	611.00	122,200	
7321	関西みらいフィナンシャルグループ	100	344.00	34,400	
7327	第四北越フィナンシャルグループ	100	2,263.00	226,300	
8303	新生銀行	300	1,321.00	396,300	
8304	あおぞら銀行	200	1,895.00	379,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	24,100	419.20	10,102,720	
8308	りそなホールディングス	3,900	324.50	1,265,550	
8309	三井住友トラスト・ホールディングス	700	3,061.00	2,142,700	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	2,600	2,763.50	7,185,100	
8331	千葉銀行	1,400	491.00	687,400	
8334	群馬銀行	700	333.00	233,100	
8336	武蔵野銀行	100	1,324.00	132,400	
8337	千葉興業銀行	100	233.00	23,300	
8338	筑波銀行	200	166.00	33,200	
8341	七十七銀行	100	1,385.00	138,500	
8346	東邦銀行	300	238.00	71,400	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	200	1,574.00	314,800	
8355	静岡銀行	900	646.00	581,400	
8358	スルガ銀行	400	369.00	147,600	
8359	八十二銀行	600	363.00	217,800	
8361	大垣共立銀行	100	2,206.00	220,600	
8366	滋賀銀行	100	2,559.00	255,900	
8368	百五銀行	300	307.00	92,100	
8369	京都銀行	100	3,655.00	365,500	
8370	紀陽銀行	100	1,587.00	158,700	
8377	ほくほくフィナンシャルグループ	200	866.00	173,200	
8379	広島銀行	600	442.00	265,200	
8381	山陰合同銀行	200	548.00	109,600	
8382	中国銀行	200	994.00	198,800	
8385	伊予銀行	500	585.00	292,500	
8387	四国銀行	100	856.00	85,600	
8388	阿波銀行	100	2,275.00	227,500	
8399	琉球銀行	100	1,021.00	102,100	
8410	セブン銀行	1,600	280.00	448,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	33,700	122.60	4,131,620	
8418	山口フィナンシャルグループ	500	570.00	285,000	

8524	北洋銀行	500	191.00	95,500	
8544	京葉銀行	200	517.00	103,400	
8550	栃木銀行	200	157.00	31,400	
8558	東和銀行	100	658.00	65,800	
8600	トモニホールディングス	200	346.00	69,200	
8713	フィデアホールディングス	300	106.00	31,800	
8714	池田泉州ホールディングス	400	167.00	66,800	
7148	F P G	100	515.00	51,500	
8473	S B I ホールディングス	400	2,112.00	844,800	
8601	大和証券グループ本社	3,100	432.00	1,339,200	
8604	野村ホールディングス	6,000	441.10	2,646,600	
8609	岡三証券グループ	300	323.00	96,900	
8613	丸三証券	100	412.00	41,200	
8614	東洋証券	100	121.00	12,100	
8616	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	400	228.00	91,200	
8622	水戸証券	100	191.00	19,100	
8624	いちよし証券	100	456.00	45,600	
8628	松井証券	200	759.00	151,800	
8698	マネックスグループ	300	219.00	65,700	
8708	藍澤證券	100	695.00	69,500	
7181	かんぽ生命保険	100	1,290.00	129,000	
8630	SOMPOホールディングス	700	3,244.00	2,270,800	
8725	MS & AD インシュアランスグループホール	1,000	2,963.00	2,963,000	
8729	ソニーフィナンシャルホールディングス	300	1,985.00	595,500	
8750	第一生命ホールディングス	1,900	1,296.50	2,463,350	
8766	東京海上ホールディングス	1,100	4,447.00	4,891,700	
8795	T & Dホールディングス	1,100	876.00	963,600	
7164	全国保証	100	3,195.00	319,500	
8253	クレディセゾン	200	1,189.00	237,800	
8425	みずほリース	100	2,069.00	206,900	
8439	東京センチュリー	100	3,585.00	358,500	
8511	日本証券金融	100	487.00	48,700	
8515	アイフル	500	244.00	122,000	
8570	イオンフィナンシャルサービス	200	1,074.00	214,800	
8572	アコム	700	435.00	304,500	
8585	オリエントコーポレーション	700	121.00	84,700	
8586	日立キャピタル	100	2,060.00	206,000	
8589	アプラスフィナンシャル	200	62.00	12,400	
8591	オリックス	2,100	1,248.00	2,620,800	
8593	三菱UFJリース	700	504.00	352,800	

8697	日本取引所グループ	1,000	2,120.00	2,120,000	
2337	いちご	500	274.00	137,000	
3003	ヒューリック	700	1,021.00	714,700	
3231	野村不動産ホールディングス	300	1,837.00	551,100	
3232	三重交通グループホールディングス	100	485.00	48,500	
3284	フージャースホールディングス	100	611.00	61,100	
3288	オープンハウス	100	2,398.00	239,800	
3289	東急不動産ホールディングス	500	529.00	264,500	
3291	飯田グループホールディングス	300	1,432.00	429,600	
8801	三井不動産	1,900	1,896.00	3,602,400	
8802	三菱地所	2,600	1,781.50	4,631,900	
8803	平和不動産	100	2,929.00	292,900	
8804	東京建物	400	1,205.00	482,000	
8806	ダイビル	100	1,000.00	100,000	
8818	京阪神ビルディング	100	1,425.00	142,500	
8830	住友不動産	500	2,866.00	1,433,000	
8841	テーオーシー	100	692.00	69,200	
8848	レオパレス 2 1	200	246.00	49,200	
8892	日本エスコン	100	729.00	72,900	
8897	タカラレーベン	100	355.00	35,500	
8905	イオンモール	100	1,425.00	142,500	
8918	ランド	1,400	9.00	12,600	
8919	カチタス	100	2,003.00	200,300	
8923	トーセイ	100	1,018.00	101,800	
9706	日本空港ビルデング	100	3,945.00	394,500	
2120	L I F U L L	100	355.00	35,500	
2127	日本M&Aセンター	200	3,655.00	731,000	
2157	コンダカホールディングス	100	467.00	46,700	
2170	リンクアンドモチベーション	100	354.00	35,400	
2175	エス・エム・エス	100	2,396.00	239,600	
2181	パーソルホールディングス	300	1,210.00	363,000	
2193	クックパッド	100	347.00	34,700	
2331	総合警備保障	200	5,110.00	1,022,000	
2371	カカクコム	200	2,200.00	440,000	
2398	ツクイ	100	465.00	46,500	
2412	ベネフィット・ワン	100	1,935.00	193,500	
2413	エムスリー	700	3,930.00	2,751,000	
2427	アウトソーシング	200	560.00	112,000	
2432	ディー・エヌ・エー	200	1,307.00	261,400	
2433	博報堂D Yホールディングス	400	1,161.00	464,400	
2440	ぐるなび	100	599.00	59,900	
2461	ファンコミュニケーションズ	100	452.00	45,200	

2492	インフォマート	500	813.00	406,500	
2749	J Pホールディングス	100	275.00	27,500	
3521	エコナックホールディングス	100	90.00	9,000	
4290	プレステージ・インターナショナル	100	849.00	84,900	
4321	ケネディクス	300	490.00	147,000	
4324	電通グループ	400	2,244.00	897,600	
4544	みらかホールディングス	100	2,549.00	254,900	
4661	オリエンタルランド	500	13,730.00	6,865,000	
4680	ラウンドワン	100	881.00	88,100	
4681	リゾートトラスト	100	1,127.00	112,700	
4714	リソー教育	200	267.00	53,400	
4732	ユー・エス・エス	400	1,740.00	696,000	
4751	サイバーエージェント	200	4,520.00	904,000	
4755	楽天	1,500	956.00	1,434,000	
6028	テクノプロ・ホールディングス	100	5,990.00	599,000	
6055	ジャパンマテリアル	100	1,537.00	153,700	
6098	リクルートホールディングス	3,300	3,149.00	10,391,700	
6178	日本郵政	1,400	814.10	1,139,740	
6183	ベルシステム24ホールディングス	100	1,252.00	125,200	
6197	ソラスト	100	1,120.00	112,000	
7085	カーブスホールディングス	100	552.00	55,200	
8876	リログループ	100	2,268.00	226,800	
9603	エイチ・アイ・エス	100	1,477.00	147,700	
9678	カナモト	100	2,141.00	214,100	
9681	東京ドーム	100	803.00	80,300	
9704	アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	200	21.00	4,200	
9716	乃村工芸社	200	836.00	167,200	
9735	セコム	400	9,029.00	3,611,600	
9757	船井総研ホールディングス	100	2,345.00	234,500	
9783	ベネッセホールディングス	100	3,110.00	311,000	
9792	ニチイ学館	100	1,155.00	115,500	
合 計		366,500		670,339,660	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【MAX I Sカーボン・エフィシエント日本株上場投信】

【純資産額計算書】

令和 2年 5月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	741,556,428
II 負債総額	8,110,853
III 純資産総額（I－II）	733,445,575
IV 発行済口数	35,492口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	20,665

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異

なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2020年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年 5月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	873	13,785,240
追加型公社債投資信託	16	1,281,989
単位型株式投資信託	64	346,738
単位型公社債投資信託	18	91,403
合 計	971	15,505,370

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

		第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	53,969,686	※2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	※2	560,483	※2	638,994
金銭の信託	※2	100,000	※2	100,000

その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	617,032	※1	584,048
器具備品	※1	665,247	※1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
投資その他の資産				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	※1	824,268	※1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	293,258	687,565
未払金		
未払収益分配金	170,281	131,478
未払償還金	448,695	395,400
未払手数料	※2 3,990,054	※2 4,026,078
その他未払金	※2 3,961,765	※2 3,818,195
未払費用	※2 3,803,995	※2 4,402,578
未払消費税等	194,852	629,469
未払法人税等	573,657	617,341
賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784

時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658
営業費用		
支払手数料	※2 28,533,952	※2 27,106,451
広告宣伝費	739,643	696,418
公告費	500	1,000
調査費		
調査費	1,794,755	1,857,271
委託調査費	12,194,996	11,579,175
事務委託費	1,016,816	847,769
営業雑経費		

通信費	170,794	153,731
印刷費	427,442	427,118
協会費	48,375	52,053
諸会費	16,175	15,990
事務機器関連費	1,841,631	1,953,926
営業費用合計	46,785,083	44,690,907
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,083	331,987
給料・手当	6,453,717	6,611,427
賞与引当金繰入	901,135	933,517
役員賞与引当金繰入	140,100	124,590
福利厚生費	1,234,293	1,276,950
交際費	13,011	11,871
旅費交通費	200,426	165,891
租税公課	373,201	360,165
不動産賃借料	654,886	647,402
退職給付費用	428,912	422,919
役員退職慰労引当金繰入	51,159	48,183
固定資産減価償却費	1,252,321	1,307,555
諸経費	523,213	427,212
一般管理費合計	12,575,461	12,669,674
営業利益	13,539,012	13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	※2 1,913	※2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	※2 38,388	※2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	-
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920
営業外費用合計	157,235	122,122
経常利益	14,076,123	13,753,799
特別利益		
投資有価証券売却益	501,778	174,842
特別利益合計	501,778	174,842
特別損失		
投資有価証券売却損	135,399	75,963
投資有価証券評価損	62,310	163,865
固定資産除却損	※1 4,848	※1 8,832

固定資産売却損		225	435
システム関連費		322,986	-
商標使用料		90,000	-
特別損失合計		615,770	249,096
税引前当期純利益		13,962,130	13,679,545
法人税、住民税及び事業税	※2	4,420,179	※2 4,146,534
法人税等調整額		△100,112	79,824
法人税等合計		4,320,066	4,226,359
当期純利益		9,642,064	9,453,186

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							△9,675,175	△9,675,175	△9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△221,989	△221,989	△221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			△9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△1,124,917	△1,124,917	△1,124,917
当期変動額合計	△1,124,917	△1,124,917	△1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	—
器具備品	2,301千円	8,832千円
計	4,848千円	8,832千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円

法人税、住民税及び事業税

3,216,517千円

3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| ③ | 基準日 | 平成30年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ④ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ③ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| ④ | 基準日 | 令和2年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	—
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	—
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	—
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	—
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	—
資産計	86,722,080	86,722,080	—
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	—
負債計	3,990,054	3,990,054	—

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	—
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	—
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	—
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	—
資産計	85,328,625	85,328,625	—
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	—
負債計	4,026,078	4,026,078	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	—	—	—
未収委託者報酬	9,995,458	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	—	—	—
未収委託者報酬	10,296,453	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計	株式	—	—	—

上額が取得原価を超えないもの	債券	—	—	—
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3.売却したその他有価証券

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	—
債券	—	—	—
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	—	15,060
債券	—	—	—
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円

勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	△15,898	△52,430
退職給付の支払額	△218,947	△162,904
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	△4,606	△164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	△203,077	△140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	△2,666,937	△2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	△ 114,968	△203,136
未認識過去勤務費用	△ 484,766	△419,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	△415,234	△375,031
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	△48,664	△47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	△127,144	△114,834
連結納税適用による時価評価	△1,320	△1,260
その他有価証券評価差額金	△497,269	△801
その他	△108	△109
繰延税金負債 合計	△625,842	△117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る事務代 行手数料の支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 取引銀行	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) コーラブル預 金の預入 (注3) コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	4,629,670 千円 20,000,000 千円 1,578 千円	未払手数料 現金及び 預金 未収収益	734,633 千円 20,000,000 千円 1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻 (注3)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186

普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2019年9月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2019年9月末現在)	③事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
BNPパリバ証券株式会社	102,025 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年5月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 2月 5日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信の令和2年2月5日から令和2年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信の令和2年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。